

第8章 チリにおける公的年金と私的年金の連携

1. チリにおける公私連携の全体像¹

1.1 概観

チリの老後の所得保障は3つの柱で構成されている。第1の柱は、「連帯の柱」とか、「貧困防止の柱」とか呼ばれており、連帯年金制度が具体例である。続く第2の柱は、民間の年金基金管理会社であるAFPによって運営される「AFP制度 (Sistema de AFP)」である。強制加入であることから「強制的柱」とか「強制加入の拠出の柱」などと呼ばれることもあり、また個人積立勘定を個々人が有する積立方式の仕組みであることから「個人積立制度 Sistema de Capitalización Individual」ともいわれる。第3の柱は、強制的な第2の柱とは対照的に任意加入であることを大きな特徴とするため、「任意の柱」とか、制度の名前から「任意保障貯蓄制度 Ahorro Previsional Voluntario」と呼ばれている²。年金監督庁が編纂したチリの年金制度について説明した文献³では、「年金制度の柱 Pilares del Sistema de Pensiones」と題する章で、「貧困防止の柱 El Pilar de Prevención de Pobreza」、「強制的な拠出の柱 Pilar Contributivo Obligatorio」、「任意の柱 Pilar Voluntario」と整理されている。

このように必ずしも統一した呼称があるとはいえない状況であるが、チリでは3つの柱・制度によって老後の所得保障制度が構築されていることには異論がなさそうである。以下では、「強制的柱・AFP制度」、「任意の柱」、「連帯の柱」と称した上で⁴、それらの内容を上記の順に説明し、チリの老後の所得保障の仕組みを概観してみたい。第1、第2、第3の順番ではなく、第2の柱を最初に採り上げるのは、第2の柱であるAFP制度がチリの老後の所得保障の中核といえるからである。

最初に大まかな見取り図を示してみると、チリでは、就労するとAFP制度に強制加入し、一定の保険料を拠出することになる。拠出先は5つのファンドを用意する民間の年金基金管理会社（いわゆるAFP）であり、好きなファンドを選択して、資産を運用する（強制的柱）。任意の柱を利用することによって積立額を充実化することもでき、強制的柱と任意の柱の両方で積み立てた額が原資となって（正確には連帯の柱からの特別手当も合わせて）、年金の支給要件を充足すると、年金が支給される。もっとも、要件を満たすと、自動的に年金が支給される訳ではなくて、年金の受取方法を選択する必要がある点も特徴的である。すなわち、AFPから引き出す方法と、生命保険会社から終身年金を購入する方法の2つを軸にして、それらを組み合わせた計4つの方法から受取方法を選択して年金が支給されることになる。自分で積み立てた額だけ

¹

<http://www.cendachile.cl/Home/publicaciones/series-cenda/pensiones/poblacion-1/poblacion>
(最終閲覧：2017年5月1日)

² 年金監督官庁 Superintendencia de Pensiones のサイト参照

(<http://www.safp.cl/portal/orientacion/580/w3-propertyvalue-6069.html>) (最終閲覧)

³ Superintendencia de Pensiones, El Sistema Chileno de Pensiones, Séptima Edición, 2010.

⁴ 監督官庁では、「柱1 連帯 Solidario」、「柱2 強制 Obligatorio」、「柱3 任意 Voluntario」という3つの形で整理されていた(2017年1月17日ヒアリング実施)

では一定額に満たない、いわゆる低年金の場合やそもそも無年金の場合には、連帯の柱から支給される給付がある。それぞれ老齢連帯保障手当（APSV）や老齢連帯基礎年金（PBSV）と呼ばれており、連帯の柱の主たる内容といえる。

1.2 沿革

チリの年金制度はもともと賦課方式であったが、ピノチェトが主導した1980年の第1次年金制度改革によって、積立方式のAFP制度へと大転換を遂げた。強制的に負担しないといけない保険料の他にも、制度の創設当初から「任意保険料」を積み立てることはできたが、制度の創設当時は特に税法上の優遇はなく、後述の優遇が付与されたのは1987年になってからである。その後、任意保険料以外の制度も徐々に整備され、任意の柱は内容が充実化していった（1987年、2001年改正）。

その一方で、AFP制度は個人積立勘定に自分で保険料を積み立てる制度であるため、所得の再分配機能はなく、また、チリの労働の傾向といえば、終身雇用ではないため、長期間にわたって保険料を支払い続け、積み立てるのは難しいという問題があった。自分で積み立てた額だけでは低年金になったり、そもそも無年金であるという問題に対処するために、2008年に第2次年金制度改革が実施された。第2次年金制度改革では、低年金者や無年金者のための給付が整備され、連帯の柱の基盤が確立されるとともに、任意の柱についても、税法上の優遇方法についてレパートリーを増やす等の改革が施された。こうして低年金や無年金の問題に対する手立ては講じられてきたが、十分ではなかった。

AFP制度の開始から30年以上が経ち、制度の加入者が年金受給者にまわってくると低年金という問題がいかに深刻であるかが、国民の間で広く共有されるようになったのである。そこで、制度にはどのような問題があって、どのような改善策を講ずるべきかを議論する諮問委員会（ブラボーが委員長であることからブラボー委員会といわれる）が2014年に設置され、その委員会による報告書が2015年9月にまとめられた。

報告書では、カバー率の低さや低年金（代替率が男女30～40%）、制度への信頼の欠如、知識水準の低さ等が問題として認識され、連帯の柱を強化するとともに、性による平等を確保しながらAFP制度による拠出制の柱を存続すべきという意見が多数を占めた（もっとも、多数といっても、世代間の連帯を基礎に社会保険の要素を挿入するという案とは1票しか違わなかった）。国民の間では「No more AFP」というスローガンの下、低年金を批判するデモが2016年8月にチリ全土で開催されたが、政府はAFP制度自体を存続する方向で改革案を議論しているようである。以下では、ヒアリングを通じて得られた改革案についても言及していく。

1.3 強制の柱・AFP制度

チリの老後の所得保障の中核は、民営化されたAFP制度である。

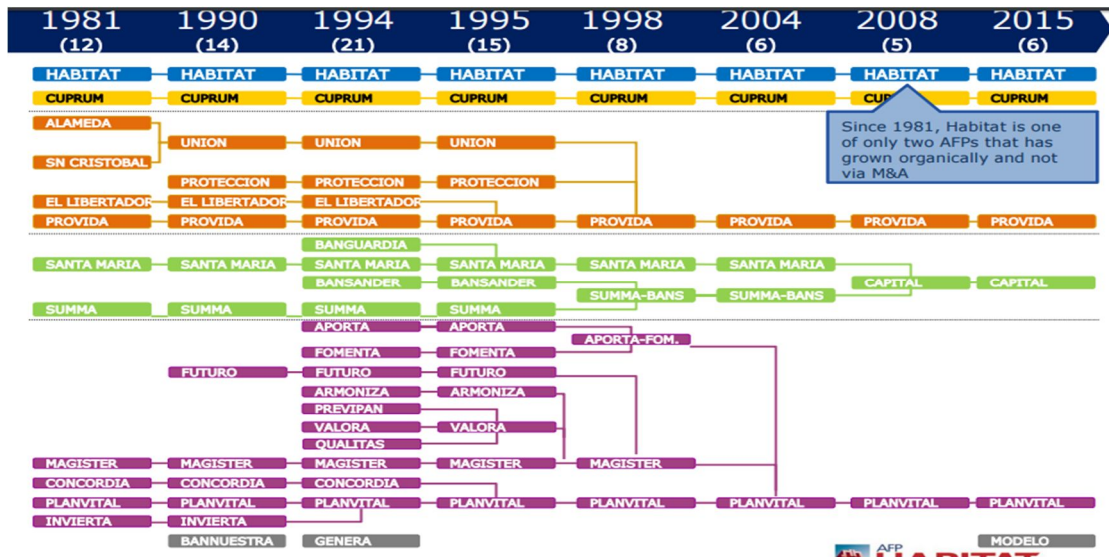
被保険者資格（加入）とAFP

就労によって被用者は強制的に制度に加入し、監督官庁による資料⁵によれば、被用者の85%

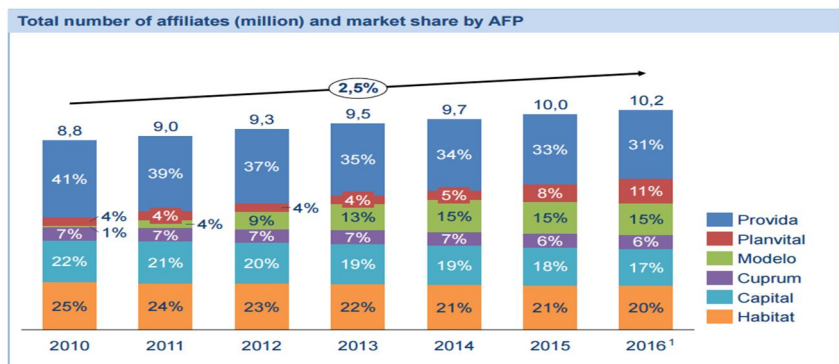
⁵ ヒアリングの際にいただいたもの（Superintendencia de Pensiones, Sistema de Pensiones en Chile. 17 de enero 2017.）を参照。

が制度に加入しているという⁶。労働人口の19.3%を占める自営業者については、第2次年金制度改革の際に任意加入から強制加入へと加入形態が変更されたが、施行が遅れ、2018年を予定している。そのため、現在の加入率は7%と非常に低い⁷。

年金資金を管理し、運用を担うAFPは、2017年現在6社あるが、現状に至るまでは、1981年に制度が発足して以来、統廃合を繰り返した経緯がある。6社のうち、大手はProvida社とHabitat社の2社であり、参加者数では30.9%でProvida社（Habitat社は20.0%）が、管理する資産額では27.3%でHabitat社（Provida社は26.1%）がトップである⁸（2017年1月）。



(出典) Habitat社からいただいた資料



(出典) Habitat社からいただいた資料

既に制度に加入する者は好きなAFPを選択できるが、新規加入者には入札制度が第2次年金制度改革によって設けられており、落札したAFPに2年間は積み立てなければならない。

⁶ Superintendente de Pensiones, Contexto, Cambios y Desafíos del Sistema de Pensiones(Encuentro Nacional de Escuelas y Facultades de Administración 2016).

⁷ Superintendente de Pensiones, Contexto, Cambios y Desafíos del Sistema de Pensiones(Encuentro Nacional de Escuelas y Facultades de Administración 2016).

⁸ Superintendencia de Pensiones, Ficha Estadística Previsional. No. 51-Febrero 2017.

統計（2017年1月） ⁹	
GDPにおける年金基金（％）	71.5%
全加入者数	10,178,437
全保険料拠出者数	5,284,337
保険料拠出者の平均的所得Ingreso	\$713,612
男性	\$759,362
女性	\$650,934

保険料

保険料は、労働者が賃金の10%にあたる額を負担する（上限は75,7 UF）。使用者による保険料負担がない点がひとつの特徴である。また、チリの労使慣行として、労働契約が存続する期間が短く¹⁰、それぞれの賃金も低いケースが多いため¹¹、年金の原資として十分とはいえない。そこで、現状では保険料の仕組みが低年金の原因であると批判され、保険料率の引上げや使用者の保険料負担を復活させるかが議論される場所である¹²。

運用

各AFPには、リターンとリスクの高いファンドAから低いファンドEまで5つのファンドが用意される。ファンドの数は5つと決められ、下回っても上回ってもならないと規制される。被保険者は、好きなファンド（最大2つ）を選択した上で資金を運用することになる。それぞれのファンドごとにリスクとリターンが異なり、変動性のある証券に投資できる割合は以下のように、規制されている。2017年1月現在の資産配分は、ファンドCが35%で最も高い¹³。

< 変動性のある証券に投資できる上下限 >

	許容される上限	強制的な下限
ファンドA より危険	80%	40%

⁹ 参考までに月々の最低賃金は\$264,000（2017年1月1日～6月30日）、\$270,000（2017年7月1日～12月31日）である。

¹⁰ HABITAT社の平均勤続期間は7年。

¹¹ 生命保険会社（Chilena Consolidada Seguros S.A.）によると、人口（フォーマルかインフォーマルを合わせた合計か？）の46%は所得税を払う必要がなく、30%は所得の4%しか払っていない。8%が所得の11%（どちらが8でどちらが11か）を支払う。人口の25%はしっかり年金の保険料を払うが、45%は払うときもあれば滞るときもある、残りの25%は一度も払わないというのが大まかな見取り図。

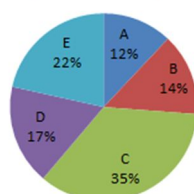
¹² ヒアリングによれば、AFP制度の以前のように使用者に保険料を負担させるとして、使用者が負担した保険料を労働者自身の個人積立勘定に投入するか、それとも第4の柱として別途管理するか等を議論しており、使用者負担の保険料についてはたたき台もない状況であった。その後の新聞報道によれば、新たに5%の保険料を使用者に課し、うち3%は労働者の個人積立勘定に、残りの2%は集団貯蓄保険にまわすとのことである

（<http://elcomercio.pe/economia/mundo/afp-chile-seis-puntos-reforma-anunciada-noticia-1983742> 最終閲覧 2017年5月8日）

¹³ Superintendencia de Pensiones, Ficha Estadística Previsional. No. 51-Febrero 2017.

ファンドB 危険	60%	25%
ファンドC 中間的	40%	15%
ファンドD コンサバ	20%	5%
ファンドE よりコンサバ	5%	0%

基金ごとの資産分配
(2017.1.31)



1.4 任意の柱

任意の柱には大きく任意貯蓄勘定（第2勘定）CAVと任意保障貯蓄制度APVがあり、後者には任意保険料CV、任意保障貯蓄預金、集団的任意保障貯蓄預金APVC、協定預金という種類がある。

任意貯蓄勘定（第2勘定）CAV

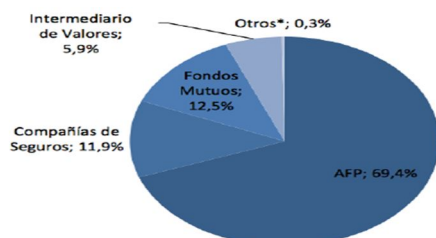
任意貯蓄勘定(第2勘定)は、AFP制度における個人積立勘定とは別個の勘定であることから、「第2勘定」とも呼ばれており、基本的に差押えの対象にもなるし、所得税の控除等の恩恵もなく、年6回まで途中引出しもできる。そうすると年金資金とは関係がなさそうであるが、第2勘定に積み立てた額をAFPの個人積立勘定に移行することができ、その場合には免税を受けられる。

任意保障貯蓄制度APV

(a) 任意保険料CV・任意保障貯蓄預金

任意保障貯蓄制度は、強制的保険料の他に任意に積み立てるものであるが、今では6つの機関が扱っている。具体的にはAFP、銀行、生命保険会社CS、投資信託会社FFMM、住宅ファンド、証券会社が商品を提供する。機関別にみると、約7割をAFPがシェアしている。

<2016年6月の団体別シェア>



<AFPにおける任意保険料の利用（2016年12月）>

利用者数 103万3920人

総額 186万8672MMドル

(b) 集団的任意保障貯蓄預金 APVC

集団的任意保障貯蓄預金 APVC は、第 2 次年金制度改革によって導入された比較的新しい仕組みで、アメリカの 401k をモデルとしている¹⁴。制度の導入にあたっては使用者がイニシアティブをとり、AFP 等と契約をして、契約をした使用者はすべての労働者にプランを実施するかオファーをすることになる。プランの内容や条件はすべての労働者に画一的である必要があり、労働者の側でプラン内容を変更することはできない。掛金を負担するのは基本的に使用者と労働者の両者である。

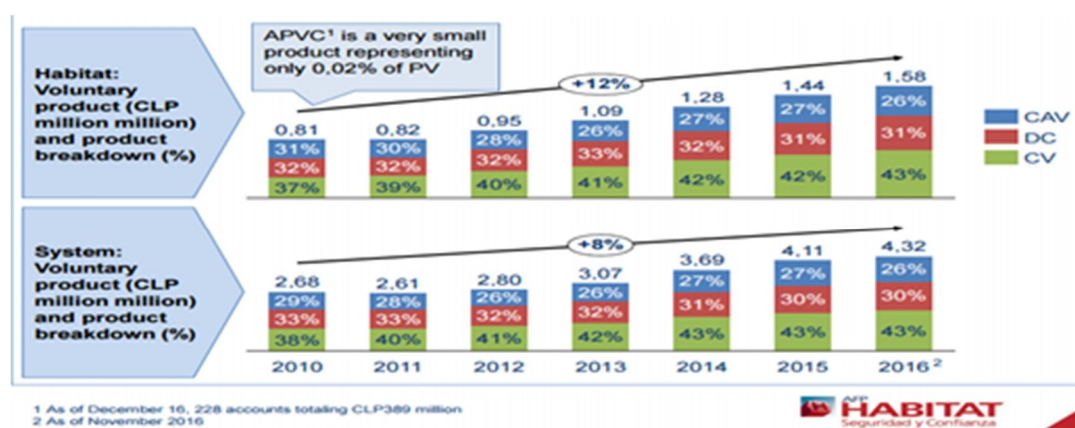
労働者が負担する掛金を原資とする積立金は常に労働者に帰属するが、使用者が負担する掛金を原資とする積立金は、24 カ月以内で契約に定められた最低期間、在籍していないと、労働者の所有にはならないと規制される。有能な労働者を一定期間企業に留めおくために、集団的任意保障貯蓄預金 APVC が用意されている。

(c) 協定預金 DC

協定預金は、使用者からボーナスの支払いを受ける代わりにその原資を老後の所得保障へとまわす仕組みである。ボーナスとは異なって所得税がかからない点に労働者としては利点がある。使用者も預金分を必要経費として控除できる。また、協定預金は、年金の取得前に引き出せない点でその他の制度とは異なっている。

動向

任意の柱は、強制的な積立てを補足して老後の年金額を高めることを目的としており、2016 年 6 月現在で 84 億 7200 万 US ドルが管理されている。複数ある仕組みの中でも、任意保険料が一番のシェアを占める。これに対して集団的任意保障貯蓄預金 APVC の利用率は低く、2015 年の契約数は 6 契約のみとのことである¹⁵。



(出典) Habitat社からいただいた資料

¹⁴ Pablo Arellano Ortiz 准教授 (バルパライーゾカトリック大学) のヒアリングより (2016 年 7 月 27 日)

¹⁵ Pablo Arellano Ortiz 准教授 (バルパライーゾカトリック大学) のヒアリングより (2016 年 7 月 27 日)

任意保険料CV、協定預金DC、任意貯蓄勘定CAV、集団的任意保障貯蓄預金APVC

なお、生命保険会社（Chilena Consolidada Seguros S.A.）へのヒアリングによれば、600万人がAFP制度に入っていて、そのうち、APVを持っているのは150万人とのことである。

1.5 給付（AFP 制度&任意の柱）

これまでは保険料や掛金の積立てとして、強制の柱と任意の柱をみてきたが、続いては給付についてみてみよう。おおまかにいえば、強制の柱で積み立てたもの（正確には後にみる連帯の柱における特別手当も含む）と任意の柱で積み立てたものの両者を原資として、年金支給要件を充足した場合に（（2））、年金が支給される。もっとも、自動的に年金が支給される訳ではなく、4つの受取方法から選択する必要がある（（3））。基本的にはAFPから引き出すか、生命保険会社から終身年金を購入するかのバリエーションであるが、この選択にあたっては、SCOMP 制度（年金額相談・情報提供制度）が役立っている（（1））。

SCOMP 制度

これは、2004年改正によって導入された電子情報制度で、AFPと生命保険会社等が相互に連携し、被保険者からの年金額の相談を受けたり、AFPが引出し額を出したり、生命保険会社が終身年金をオファーしたりする仕組みである。オファーを受けた者は、オファーのひとつを受け入れる、SCOMP 制度に別の相談をする、SCOMP 制度の枠外で相談する、SCOMP 制度での入札を実施する（3社指定し、最低入札金額を設定し、最高額で落札した生命保険会社と契約を締結することになる）、年金の取得や種類の変更を断念する、の5つから選ぶことになる。SCOMP 制度は無料で利用でき、の制度の枠外で相談する場合にも、保険会社が仲介人に払う手数料は40UFを超えてはならず、さらに被保険者の基金の2.5%を超えてはならないと規制されている。

年金の種類と要件

年金には男性65歳、女性60歳を要件とする老齢年金と、一定額以上の積立てをしたことを前提とする繰上げ支給年金の2種類がある。具体的には、平均賃金との関係で70%以上、かつ連帯手当上限年金額PMAS（詳しくは後述）の80%以上に相当する年金をできるだけ積立てをしたことが必要である。年金原資を早期に切り崩してしまうことでいずれ枯渇することがないように、繰上げ支給の年金のためのルールが決まっている。

老齢年金あるいは繰上げ支給年金のいずれかの要件を充足すると、積み立てた資金を年金の原資として利用できるようになる。

年金の受取方法

年金原資の利用方法、いいかえると年金の受取方法には以下の4種類があり、それぞれ【 】内に書かれた主体が年金を支給する。AFPから計画的に引き出す（α）か、生命保険会社から終身受取年金を購入する（β）かの2つを軸に、（γ）では一定期間、AFPから引き出した後に、生命保険会社からの年金を受け取り、（δ）ではAFPと生命保険会社から同時に年金を受け取ることになる。

（α） 計画的な引出しRV【AFP】

（β） 即時終身受取年金RVI 【生命保険会社】

- (γ) 終身受取年金への移行を伴う期限付引出しRTRVD 【AFP→生命保険会社】
 (δ) 計画的な引出し付終身受取年金RVIRP 【AFP + 生命保険会社】

(α)を除いて、生命保険会社が関係する3つの受取方法については、強制的な柱を使って自分で積み立てたものから算定される月々の年金額が、後述の連帯の柱の給付である老齢連帯基礎年金 (PBSv) の額を上回る場合にのみ利用できる。さらに、実際に支給する年金額も老齢連帯基礎年金 (PBSv) の額を上回る必要がある。

[統計]¹⁶

2016年12月31日	自己積立分		自己積立分 + 老齢連帯保障手当 (APS)	
	老齢年金	繰上げ支給	老齢年金	繰上げ支給
計画的引出し	362,837 人 120,299 ペソ	23,841 人 420,170 ペソ	362,837 人 143,475 ペソ	23,841 人 429,924 ペソ
期限付引出し	24,079 人 530,308 ペソ	2,198 人 925,082 ペソ	24,079 人 531,437 ペソ	2,198 人 925,187 ペソ
終身年金	169,518 人 299,518 ペソ	208,794 人 297,916 ペソ	169,518 人 310,232 ペソ	208,794 人 314,316 ペソ
TOTAL	556,434 人 192,641 ペソ	234,833 人 316,198 ペソ	556,434 人 211,066 ペソ	234,833 人 331,771 ペソ

なお、生命保険会社 (Chilena Consolidada Seguros S.A.) のヒアリングによれば、600万人がAFPを持っていて、そのうち、75%は終身年金、25%は計画的引出しを選択するとのことである。

このように給付はすべて終身であり、自己積立分のみでは低額の場合には、次にみる連帯の柱から老齢連帯保障手当 (APSv) が、また積立分がゼロで無年金の場合には老齢連帯基礎年金 (PBSv) が支給される。

1.6 連帯の柱

連帯の柱には、低・無年金者のための給付である連帯年金制度と、女性や若年労働者のための特別手当の仕組みがある。前者は年金が支給される際に、別途国から支給される給付であるが、後者の特別手当は個人積立勘定の積立額を国が補助するものであり、年金のための原資そのものを増やそうとするものである。連帯の柱に GDP の 0.73% が利用されている。

連帯年金制度

連帯年金制度には、無年金者のための老齢連帯基礎年金 (PBSv) と低年金者のための老齢連帯保障手当 (APSv) があり、両者をもって人口の低所得者から数えて 60% までに位置づけられる世帯に属する高齢者をカバーしている。この仕組みは第 2 次年金制度改革によって確立したが、既に述べたとおり低年金の問題は十分には解決しておらず、支給対象者を 80% に広げるか等が改革案では議論されている。

連帯年金制度は、低年金者・無年金者に給付を支給するものであり、いいかえると低年金者・

¹⁶ Superintendencia de Pensiones, Ficha Estadística Previsional. No. 51-Febrero 2017.

無年金者以外には支給されないので、一定の所得を超える人に払戻しをさせるクローバックの仕組み（カナダ）とは異なるように思われる。各給付の要件と支給額は以下のとおりである。

1) 老齢連帯基礎年金 (PBSv)

要件は、年齢65歳以上、チリの世帯のうち、所得の低い方から数えて60%までに位置づけられる世帯に属すること、20歳以降に、継続か否かを問わず、20年以上チリに居住し、申請の直近5年以内に4年以上居住すること、その他の年金を受けていないことである。

給付額は、月10万2,897チリペソである。

(b) 老齢連帯保障手当 (APSV)

要件は、老齢連帯基礎年金 (PBSv) の要件の上記 **ないし** と、基礎年金額、つまり自己積立分と下記の特別手当との合計が連帯手当上限年金額 (PMAS) (304,062ペソ) を下回ることである。手当の支給額は、積立額による年金と手当の合計が、老齢連帯基礎年金 (PBSv) の額を下回らないことを前提に、積立額が高い程低くはなるものの、その合計額は比例的に高くなるように設定されている¹⁷。

2016年12月31日 ¹⁸		申請者数	受給者数	平均的受給額	最終年金額
老齢基礎年金 PBSv	男性	609	108,045	94,018	94,018
	女性	2,199	290,606	93,922	93,922
	TOTAL	2,808	398,651	93,948	93,948
老齢連帯保障手当 APSV	男性	2,762	305,119	59,681	179,049
	女性	3,440	420,635	60,536	174,288
	TOTAL	6,202	725,754	60,176	176,290

女性への特別手当

チリの多くの国民が低年金・無年金の問題を抱えているが、中でも特に深刻なのが女性である。そこで、女性への特別手当が第2次年金制度改革によって導入された。これは、個人積立勘定の積立額を増加させ、ひいては男女間の平等を実現することを目的としている。

この特別手当の支給要件は、20歳以降に、20年以上チリに居住し、かつ申請日から起算して5年以内に4年以上チリに居住すること、強制加入のAFP制度の被保険者であるか、老齢連帯基礎年金 (PBSv) の受給者である女性が、65歳になったときに生存する子どもがいることである (2009年7月以降に年金を取得することが必要)。

貧困か否かを問わず、この特別手当は65歳になった月の翌月に個人積立勘定に支払われるが、その額は、子どもひとりにつき子どもの誕生月に有効であった最低賃金額の18倍の10%に相当する額に運用益率をかけた額となる。運用益については、子の誕生月から自身が65歳になるまでの期間をファンドCで運用した場合に得られる額であり、必要な手数料分は控除される。

2016年12月現在で受給者数は、145,220人いる。

若年労働者への特別手当

もうひとつの特別手当は、若年労働者の雇用促進と社会保障制度への加入促進を目的としており、18歳から35歳の年齢で賃金が最低賃金の1.5倍以下の若年労働者を対象とする。最初の24

¹⁷ 詳しくは島村 (2015) 219-220 頁参照。

¹⁸ Superintendencia de Pensiones, Ficha Estadística Previsional. No. 51-Febrero 2017.

カ月間、最低賃金に対する保険料の半額に相当する額が各人の個人積立勘定に支給されるので、その他の保険料と一緒に自分で運用する。なお、若年者の雇用を促進するために、使用者にも同額が支給される。

1.7 公私連携の分析にあたって

以上みてきたとおり、チリの老後の所得保障は、強制の柱（AFP 制度）、任意の柱、連帯の柱の3本柱によって組み立てられている。本研究の主たる問題意識である「公私連携」の観点から考えてみると、チリの制度、特に AFP 制度は「公的年金」と「私的年金」のいずれに分類すべきかという問題につきあたる。ここでは公私連携を議論する前に、概念の整理をしておきたい。

公的年金を「公的組織が運営する」という点に重きを置いて定義すれば、AFP 制度は民営化されているので、公的年金とはいえなくなる。他方、現行の改革案では、国営の AFP を設置する案が提示されており、これが実現すれば、さらにややこしくなりそうである。国営の AFP を選択する者にとっては公的、民間の AFP を選択する者にとっては私的と整理することになるのだろうか。このように考えてみると、運営主体によって公的年金を定義するのは適切ではなさそうである。

その一方で、「公的年金」の定義について、強制加入性など、公的な取決めであることを重視してみると、AFP 制度は、公的年金と分類されるべきであろう。強制加入であること以外にも、後で詳述するとおり、最低運用益の保障や預託金の仕組みが整備されており、ファンドの商品数やその選択について、種々の規制がかかっているためである。

とはいえ、チリの制度は AFP 制度を公的年金、任意の柱を私的年金と分類できるほど、単純ではなさそうである。というのも、AFP 制度と任意の柱の両方の制度を使って積み立てたものが合わさった上でひとつの給付が支給されるからである。公的年金と私的年金が別々に支給される訳ではない点にも注意する必要がある。ある意味厚生年金基金の給付に似ている。

このように公的あるいは私的という分類をすること自体が難しいのがチリの制度であるわけだが、以下では本研究会の問題設定に沿ってチリの制度を分析することにしたい。

2 . 制度実施・加入・拠出における「公私連携」

まず、制度実施・加入・拠出の観点からチリの制度を整理してみると、中核たる AFP 制度は個人積立勘定の積立方式であるため、所得の再分配は働かず、この制度だけでは老後の所得保障として十分でないとの問題がある。保険料率の引上げや使用者の保険料負担の復活など、AFP 制度自体での改善点が模索される一方で、任意の柱は上から、連帯の柱は下から AFP 制度を支えている。AFP 制度を中核に据えつつ、3つの柱によって、老後の所得保障制度が組み立てられている。

その上で、制度実施・加入・拠出においては、税制優遇や国からの特別手当、連帯の柱との連携の3つを公私連携の表れとして挙げることができそうである。

2.1 税制優遇

任意保障貯蓄制度 APV には、2つの税制上の措置が用意されている。ひとつは掛金の拠出時

に 50UF を上限として所得控除できる方法である。もうひとつは、そもそも所得税が非課税の場合¹⁹に、引出し²⁰時を免税とし、給付時に運用益のみに課税をする方法である。従来は前者の方法だけであったが、それでは中所得以下の人々、具体的には所得が 13.5UTM を下回る人々は所得税法上の免税対象であるため、インセンティブとはいえなかった。そこで、制度に加入するインセンティブを高めるために後者の方法が第 2 次年金制度改革によって整備された。

2.2 特別手当（補助金）

上記の税制上の措置のうち、後者（引出し時免税）を選択した場合には、積立額の 15% にあたる額が特別手当として国庫から支給される（支給額には上限あり）。中所得者層にも制度が浸透するようにこのような仕組みとなっている。

2.3 連帯の柱との連携

さらにたとえ任意の柱に一定の積立てをしていたとしても、AFP 制度における強制的な保険料を運用した結果が一定値に満たないのであれば、連帯の柱から老齢連帯保障手当（APSV）を支給されるように制度設計されている。すなわち、老齢連帯保障手当（APSV）の支給の有無を判断する際には、AFP 制度で強制的に積み立てて運用したものだけ（連帯の柱における特別手当を含む）を対象とし、任意の柱によって積み立てたものは対象から外すことによって、任意の柱へのインセンティブを確保している。

3 . 給付における「公私連携」

3.1 給付水準における公私連携

給付水準・代替率における公私連携

政府として目標としている給付水準や代替率は有しないようであるが、監督官庁へのヒアリングによると、男性 50%、女性 30% という現状の代替率については「低い」と認識しているようである。なお、平均賃金の 70% 以上の場合に他の要件を満たせば繰上げ支給が可能と設定されていることから、7 割という数字はひとつの目安といいうるかもしれない。

HABITAT 社のヒアリングでは、所得代替率の現状は、積立期間 20 年（平均的なケース）で男性 72%、女性 41%、30 年では男性 79%、女性 42% とのことであった（2013、14 年の過去 10 年の平均給与に占める割合）。

（私的年金）実質的な給付水準の確保を図る措置

チリではスライド制などの仕組みはとられていない。

DC における給付水準確保措置

DC における給付水準を確保するために、チリでは AFP 制度の内部にいくつかの措置が講じられている。

1) ファンドに関する規制

まず、AFP が提供するファンドは、既にみたとおり、5 つと決まっており、実際に個人が運用に利用できるファンドは 2 つまでと限られ、運用可能な商品数に制限がある点が特徴的である。また、AFP の個人積立勘定に関しては、差押えが禁じられ、さらに年金の支給開始年齢に

¹⁹ ヒアリングによると、人口の 46% を占めるとのことである。

²⁰ 協定預金を除いて、課税を受けることを条件に、自由に引出し可能である。

至るまでには引出しもできないと規制されている。

2) 年齢による選択規制とデフォルトファンド規制

さらに、以下のように年齢による商品の選択規制やデフォルトファンドに関する規制もある。

男性		35歳以下	36歳から55歳	56歳以上	年金受給者
女性		35歳以下	36歳から50歳	51歳以上	年金受給者
投資 オプション	ファンドA			×	×
	ファンドB	デフォルト			×
	ファンドC		デフォルト		
	ファンドD			デフォルト	
	ファンドE				

高齢になると投資に失敗した際のリカバリーが難しくなることに鑑み、高齢ではファンドAなどのリスク・リターンの高い商品は選択できなくなっている。

また、自らファンドを選択しなかった場合のためにデフォルトファンドも用意されていて、年齢が上がるに連れて、比較的危険なものからコンサバなものへとデフォルトファンドが変化する点が非常に興味深い。監督官庁へのヒアリングによれば、デフォルトファンドの選択率は約60%で、最近、減少傾向にあるとのことである。人々の年金制度に関する知識不足という問題が根強くあるとはいえ、制度が導入されて以降、人々の投資への関心は高まっているようである。

3) 最低運用益の保障と預託金規制

AFP制度におけるもうひとつ特徴的な仕組みは、最低運用益の保障と預託金の仕組みである。すなわち、AFP制度には、全AFPにおける同種のファンドの運用益の平均を基準とする「最低運用益」という概念があり、AFPが別個積み立てる「預託金」によって担保されなければならないと規律されている。最低運用益は、AFPが預託金を利用しても保障できないような場合であっても、国家によって保障される。そのような場合には当該AFPは解散することになる。

「最低運用益」は、以下のいずれか低い方である。

- 平均的な運用益からファンドAとBでは4%、ファンドCとDとEでは2%を控除した値
- 平均的な運用益からその50%の絶対値を控除した値

預託金は、AFPがファンドごとに積み立てるもので、各ファンドの資金の1%が必要である。ファンドごとの仕組みであるため、別のファンドの預託金を流用すること（たとえばファンドEの預託金をファンドAの最低運用益を保障するために利用すること）は禁止されている。

4) 連帯の柱による補完

また、連帯の柱における女性や若年労働者に対する特別手当は、年金の給付水準を高めるための措置ともいえる。

このようにチリのDC制度においては、AFP制度の内部には、デフォルトファンド規制、年齢による基金選択への規制、最低運用益の保障、預託金規制を用意することによって、さらには連帯の柱によって補完させることによって、給付水準の確保を目指している。他方、任意の柱には上記のような規制は設けられていない。

手数料規制

新規加入者については、基本的に手数料に関する入札制度によってAFPが決まるため、手

手数料額は市場に委ねられている。もっとも、監督官庁による手数料情報の管理が厳重で、年金監督官庁のサイトで AFP6 社の手数料を容易に比較することができるようになっている。



(出典) AFP監督官庁からいただいた資料

平均的なAFPの手数料は、2016年には1.27%（2010年には1.50%）で、最安値は2010年に1.36%であったが、2016年に0.41%となっている。この数値を低いとみるか、高いとみるかは指標をどう設定するかによるであろうが、監督官庁の感覚としてはいまだ「高い」とのことで、いかに手数料を引き下げることが課題となっている。また、現在では手数料がかかるのは、保険料だけであるが、Habitat社は積立資金にも手数料をかける案や運用益がマイナスのときは手数料を返金させる案を提案しているようである。もっとも、特に後者の提案については、他のAFPからは反対の声が上がっており、手数料をいかに規制するかは今後の課題といいうる。

現在既に効力のある手数料規制は、SCOMP制度の枠外で仲介人に払う手数料に対するものであり、積立額の2.5%までとなっている。

3.2 給付形態における公私連携

給付形態の実情（一時金・年金）

強制的柱と任意の柱の積立金が合わさった上で、基本的に終身の形で年金が支給されている。自前の年金資金だけでは足りない場合には、連帯の柱から低年金時には老齢連帯保障手当（APSV）が、無年金時には老齢連帯基礎年金（PBSV）が支給されることで、フォローされている。

給付形態への規制

給付の支給額が老齢連帯基礎年金（PBS）以上となるように規制するほか、年金商品の形態は(a)から(d)の4種類に限られている。

3.3 給付保証における公私連携

AFP制度では、各ファンドのAFP6社平均を基準に設定される最低運用益が保障されており、一次的にはAFPが別途積み立てる預託金によってカバーすることが目指されている。AFPがカバーできない場合には当該AFPは解散する一方で、国が最低運用益分を保障することになる。こうした給付保証が整備されるのは、AFP制度に限られ、任意の柱に属する制度には備わっていない。

4 . 小括

チリの老後の所得保障制度は低年金という大きな問題があるとはいえ、3つの柱によってコンパクトにまとまっている点が特徴である。「公」か「私」かの二分類での把握がいかに難しいかは既に述べたが、日本の制度に比較すれば、老後の所得保障の全体像がわかりやすく描かれている点は参考になる。国家が主体となって給付等を支給する第1の柱（連帯）、民間に制度運営は任せるものの制度自体の設計や監督は国家が担い、最低運用益の保障や運用についてなど、種々の規制を繰り広げる第2の柱（AFP）、そして、基本的に民間に任せる第3の柱、柱によって、国家の関与、介入の仕方にグラデーションがみられる。こうした国家の介入の仕方に関するバリエーションは、日本の制度設計を考える上でも参考となりうるだろう。

低年金という問題に対しては、AFP制度を中核とする既存の制度を基本的には維持する方向で改正が模索されているようであり、今後の動向にも注目したい。

参考文献

AFP 監督官庁の公式サイト <http://www.safp.cl/portal/institucional/578/w3-channel.html>
坂本純一（2016）「チリの公的年金制度の動向」野村年金コンサルティング vol.326, p.1~3, 2016.10.
島村暁代（2015）『高齢期の所得保障』東大出版会

〔謝辞〕本稿執筆にあたっては、AFP 年金監督官庁、Habitat 社・Provida 社（ともに AFP）Chilena Consolidada Seguros 社（生命保険会社）、Pablo Arellano Ortiz 准教授（バルパライゾカトリック大学）にヒアリングをさせていただき、資料提供等も含め多大なご示唆・ご教授を戴いた。また、調査にあたっては厚労省の渡邊智之氏（元年金局企業年金国民年金基金課）にご協力いただくとともに貴重なアドバイスを戴いた。記して感謝申し上げます。当然のことながら誤りがあれば筆者の責任である。